

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

当法人では処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施し、
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを取得しております。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示致します。

当法人が取り組んでいる内容	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">■働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）■その他：外部講師を招いて、法令順守に関する研修や、感染症・認知症に関する研修を積極的に受講している
環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">■雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実■ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善■事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	<ul style="list-style-type: none">■中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）■障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮■職員の増員による業務負担の軽減